



2025年4月16日

各 位

会 社 名 株式会社ワキタ
代表者名 代表取締役社長 脇田 貞二
(コード番号 8125 東証プライム市場)
問合せ先 取締役総務部長 成山 敦彦
(TEL. 06-6449-1901)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年3月24日付「株主提案に係る書面受領のお知らせ」にて公表しました通り、2025年5月22日開催予定の第65回定時株主総会における議題として、2025年3月21日付で、当社株主である INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタルより、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に係る書面を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP
及び株式会社ストラテジックキャピタル

2. 提案内容

1) 議題

- (1) 剰余金を処分する件
- (2) 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載の通りです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。

3. 当社取締役会の意見

1) 議題(1) 剰余金を処分する件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置づけ、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しながら、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

2025年2月期は、2025年4月11日の「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表しました通り、当社普通株式1株につき金100円の配当を実施することを、2025年5月22日開催予定の第65回定時株主総会に会社提案として上程する予定であり、当該配当に係る議案が承認可決されれば、配当性向126%を超え、従来より一層踏み込んだ還元を実施することになります。

また、株主還元の強化を継続するために、2025年4月11日公表の『「2028中期経営計画」(2026年2月期～2028年2月期)策定のお知らせ』の「成長投資と株主還元の両立」に記載の通り、当社は、2026年2月期から2028年2月期までの3年間、毎期、配当金を100円以上とする方針を定めており、安定した株式還元を実施する予定です。

(2) 理由

当社は、2025年4月11日の「2025年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表しました通り、2025年2月期の配当金を100円とすることを予定しております。

本提案は、2025年2月期における配当金をDOE6%相当額とするものであり、その提案理由として、ROEが6%に満たない場合に配当性向が100%以上となるようにすることで徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図る旨が述べられておりますが、上記のとおり、第65回定時株主総会に上程予定の会社提案が承認可決されれば、当社の配当性向は126%を超える結果となることから、これをもって、財務体質の安定と事業展開による資金需要を勘案しつつも、株主の皆様に対する一層踏み込んだ還元を実現し、当社株主価値の向上を図ることは可能と考えております。

2) 議題(2) 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

当社取締役会は、それぞれ企業経営、業界知見、財務、人事、法務等の知識・経験を持ち、いずれも当社事業に精通している業務執行取締役及び個々の専門的な知見からの助言・提言を行う社外取締役とで構成されており、上場企業としての当社の株主価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながる経営上の意思決定及び業務執行の監督がなされているものと考えております。

本提案において、「株主価値向上・非公開化検討委員会」は、「当会社の社外取締役からなる委員により構成され」、「自らの裁量で外部アドバイザーを選任(できる)」とされておりますが、新たな機関を設置するまでもなく様々な知見をもった社外取締役も加わり、株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことが当社の株主価値向上に資すると考えております。

(2) 理由

当社は、従前より、株主総会や決算説明会、面談等において頂いた株主の皆様のご意見を参考とし、また必要に応じて外部アドバイザーからの助言を得た上で、取締役会にて、当社の株主価値の持続的な向上の観点から、事業施策、財務施策、コーポレートガバナンスに関する施策に係る意思決定を行っております。また、当社に対して買収提案がなされた場合には、その内容等を踏まえた適切な検討体制を構築することも可能です。したがって、本提案における「株主価値向上・非公開化検討委員会」のような新たな機関の設置は不要と考えております。

なお、提案の理由で抜本的な経営改革の一例として掲げられている不動産投資信託(リート)の活用は、当社が現に営む不動産賃貸業から撤退し不動産管理業に業態変更することを意味するものですが、2025年4月に公表した「2028中期経営計画」においても、不動産賃貸業を含む不動産事業は引き続き安定収益事業として重要な事業のひとつと位置づけており、不動産賃貸業の継続は当社の今後の安定的な株主還元に資するものであると考えております。

以 上

(別紙.「本株主提案の内容」)

※提案株主から通知されたものを議案毎に整理し、原文のまま掲載しております。

提案の内容

以下の2の議案(以下「定款変更議案」という。)については、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/8125-WAKITA/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は(単体)と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 剰余金を処分する件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第65期末における1株当たり純資産(発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。)の金額(小数点以下切り捨て。以下同じ。)に0.06を乗じた金額(以下「DOE6%相当額」という。)から、第65回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案(以下「会社側利益処分案」という。)に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款34条に基づいて第65回定時株主総会の開催日までに2025年2月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額(以下合わせて「会社配当金額」という。)を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第65回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第65回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第65回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役および取締役会

(株主価値向上・非公開化検討委員会)

第29条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う株主価値向上・非公開化検討委員会(以下この条において「委員会」という。)を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員により構成される。

3. 委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任することができ、当該外部アドバイザーは、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める委員会の活動に関する助言を委員会に与えることができる。

4. 委員会は、当会社取締役会とは独立し、非公開化を含めた当会社の株主価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。

(1) 当会社の株主価値向上に資する全般的な事業施策(不動産事業の改革を含むがこれに限られない。)、財務施策(資本コストの評価・把握および

び資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれに限られない。) 、コーポレートガバナンスに関する施策及び非公開化に関する施策(これらを総称して以下「株主価値向上策」という。) についての株主からの意見聴取

- (2) 収集した情報を踏まえた株主価値向上策の検討および取締役会への提示
 - (3) 取締役会に提示する株主価値向上策およびこれに関して取締役会に提供した参考資料などに関する株主及びその他のステークホルダーへの説明
 - (4) 当会社に対する買収提案が行われた際に、買収者および当該買収提案にかかる買収の成否から独立した特別委員会として行う、当該買収提案の是非についての検討および判断ならびに取引条件の妥当性および手続の公正性についての検討および判断
5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば、誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集及び開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、委員会において定める株主価値向上・非公開化検討委員会規則による。
6. 委員及び外部アドバイザーの報酬を含む委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

提案の理由

1. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社の自己資本比率は2024年11月末現在で、約68%と非常に高い。加えて、当社は政策保有株式等の本業とは無関係の資産も保有している。そのため、DOE6%(2024年11月期末で121円)を株主還元方針としていただきたい。

ROEが6%に満たない場合は、配当性向が100%を越えることとなるが、これにより徐々に自己資本を圧縮し資本効率の改善を図ると共に、安定した株主還元を行っていく方針を示すべきである。

当社は現在、配当性向100%を株主還元の方針としているが、2024年2月末の当社のROEは僅か3.2%であり、抜本的な経営改革を行わない限り、今後の大幅な改善は見込めない。当社の高すぎる自己資本比率を考慮すると、配当性向100%だけでは株主還元方針として不十分であり、DOE6%の還元を併せて導入すべきである。

2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

当社のPBRは長期的に1倍を下回っており、抜本的な経営改革が必要である。

例えば、当社は2024年2月期末で時価541億円の賃貸等不動産を保有しているが、これを不動産投資信託(以下「リート」という。)へ適正な価格で譲渡し、当社又は当社子会社がリーートの運用会社となれば資本効率は大幅に改善する。

提案株主は、このような方策を再三にわたり提案してきたが、当社はこれらの提案を殆ど取り入れず、低迷する株価を放置している。

東京証券取引所は、上場企業数に重点は置かず、量より質を重視していく姿勢を明確にしており、昨今は上場コストの上昇を受け、非公開化する企業が増加している。当社についても、現在の方針を継続する限り、株主価値の向上は見込めず、その場合は非公開化すべきである。

そのため、社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、取締役会からは独立した立場で非公開化を含めた当社の株主価値向上策の検討を行うべきである。

以 上